

緑化助成制度で はじめてみよう！ 玄関まわりのガーデニング



樹木
1本から
OK

手続き
簡単



練馬区はねりま流ガーデンライフを応援しています

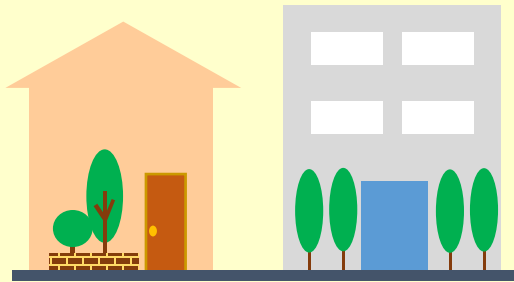
練馬区 みどり推進課

道路から見える3m以内の場所の緑化費用を助成しています

※新たに行う緑化が対象です／法令で義務づけられた緑化は対象外です／業として土地または建築物の販売を行う方等は対象外です

樹木緑化

樹木を植えた場合に、
本数に応じて助成します



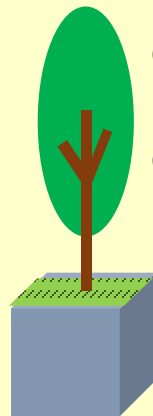
○高さ0.3m以上の樹木であれば
1本から助成

樹木が健全に成長できるよう
密植は避け、適切に管理しましょう

プランター緑化

大型プランターに樹木を植えた
場合に、個数に応じて助成します

◆150㎡未満の敷地のみ対象◆

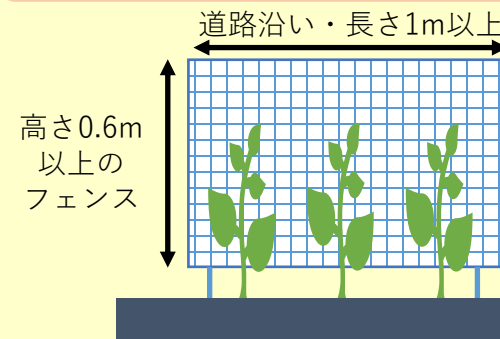


- 高さ0.3m以上の樹木を
必ず植栽
- プランターの要件
→ 50ℓ以上の容量で
耐久性があるもの

【大きさの目安】
四角いプランターの場合
高さ40cm×幅・奥行40cm
程度の大きさです

フェンス緑化

つる性植物でフェンスを緑化した
場合に、長さに応じて助成します



- 1mあたり3本程度植えてください
- 1年で枯れるアサガオやゴーヤなどは使えません
- フェンス設置費は助成対象外です

このほか、建物の屋上緑化
壁面緑化への助成もあります。

詳しくは区HPへ →



この他にも
要件があります
詳しくは、区HPをご覧になるか
区担当(裏面参照)まで
お問合せください



助成メニュー		令和8年度 助成額	助成限度額
樹木 緑化	高さ0.3m以上(低木)	3,000円/本	戸建住宅等 40万円
	高さ1.2m以上(中木)	12,000円/本	
	高さ2.0m以上(高木)	20,000円/本	集合住宅等 80万円
フェンス緑化 (多年生つる性植物)		6,000円/m	(塀等の撤去を 伴う場合は 120万円)
緑化に伴う塀・舗装の撤去		11,000円/m	
プランター緑化		5,000円/個	3個まで

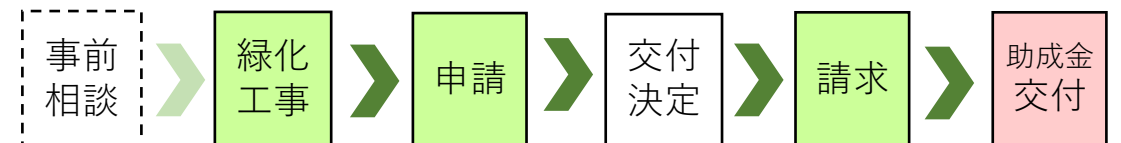
※本数や延長等に応じた助成額と助成対象経費(実際に緑化に要した費用)の
低い方の金額が助成金額になります

手続きの流れ(令和8年4月以降に緑化するもの)

① 緑化してから申請できるもの

樹木緑化(低木) 樹木緑化(中高木4本まで) プランター緑化

植栽材料等を購入した日や工事費を支払った日から**2か月以内**に、
必要書類を添えて申請してください。



※事前相談は必須ではありませんが、助成要件は必ずご確認ください
(事前相談は電話やメールも可)

② 緑化する前に申請が必要なもの

樹木緑化(中高木5本以上) フェンス緑化 塀・舗装の撤去

必ず事前相談を行い、交付決定後に緑化工事等に着手してください。
交付決定前に着手した場合は、助成できません。



樹木選びで悩んだら・・・
管理のことで困ったら・・・

ご自宅のみどりのお困りごとは、練馬区協力店にご相談ください



練馬区協力店

区では、一般的な園芸相談に加え、区民の皆様がご自宅のみどりの手入れや依頼、造園工事について相談できる店舗・事業者を「練馬区協力店」として紹介しています。

お気軽にご相談ください。

協力店の情報は
こちらから



四季の香ローズガーデン 花とみどりの相談コーナー

電話または窓口での園芸相談を行っています。

☎03-3976-8787

練馬区光が丘5-2-6

9:30~12:00 / 13:00~16:30

【休園日】毎週火曜日（祝休日の場合は、その直後の祝休日でない日）

年未年始（12月29日~1月3日）



↓ 緑化助成のご相談はこちら ↓

問合せ先

練馬区 みどり推進課 協働係

☎ 03-5984-2418

ゼロヨン

E-mail MIDORISUISIN04@city.nerima.tokyo.jp

練馬区豊玉北6-12-1（区役所本庁舎18F）

令和8年(2026年)3月発行

詳しくは
こちらから

